

## 前照灯審査(ロービーム計測)の 過渡期取扱いを見直します

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテストによる前照灯の審査は、原則としてロービーム照射により計測しているところですが、全面施行に向けた過渡期の取扱いとして、平成30年6月1日から、ヘッドライトテストによるロービーム計測が困難な一部の自動車に対しては、ハイビーム照射により計測し基準適合性審査を実施してきたところです。

今般、周知開始から5年が経過したこと及び審査体制整備が完了したことから、令和6年8月1日以降、過渡期の取扱いを見直すこととしました。

円滑な移行に向けて、今後、地域の実情を踏まえた対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 1. 対象自動車(ロービーム計測対象車)

平成10年9月1日以降に製作された自動車

(二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く)

### 2. 過渡期取扱いの見直し【過渡期取扱いの廃止】

令和6年8月1日以降、対象自動車の前照灯の審査については、全車、ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します。

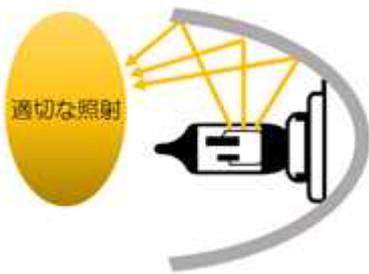
(ハイビーム計測は行いません)

# 前照灯の光度及び光軸の適切な整備・調整のお願い

ロービーム計測で基準不適合となる自動車の多くは、レンズ面の劣化、内部リフレクタの劣化、前照灯レンズユニットと相性の悪いバルブに交換してしまった等により、光度が不足したり配光が崩れてしまった状態のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び照射光線の向きが基準に適合するよう、受検する前に適切な整備・調整をお願いします。

適切なバルブに交換



正常な光度と配光

レンズユニットと相性の悪いバルブ



レンズ面の劣化



内部リフレクタの劣化



光度不足かつ崩れた配光

# 地域の実情を踏まえた対策

## 平成10年9月1日以降に製作された自動車

(平成10年8月31日以前に製作された自動車はHiビーム測定)

平成30年6月1日～令和5年10月31日まで

Loビーム測定「×」⇒ Hiビーム測定に移行  
(判定が困難な場合に限る)

令和5年11月1日～令和6年7月31日

入場1回目

Loビーム測定「×」⇒ 記録して退出(Hiビーム測定しません)

光軸調整後の入場2回目以降 ※令和5年10月31日までと同様の測定

Loビーム測定「×」⇒ Hiビーム測定  
(判定が困難な場合に限る)

令和6年8月1日から  
Loビーム測定のみ